
監 査 委 員 公 表

監査委員公表第6号

令和4年3月30日付 R03-21000-01118、R03-21000-01160 及び R03-21000-01127 の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年8月16日

長崎県監査委員	下	田	芳	之
同	砺	山	和	仁
同	前	田	哲	也
同	中	村	泰	輔

R4-08050-00469
令和4年5月19日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公印省略)

令和3年度行政監査の監査結果について(回答)

令和4年3月30日付け R3-21000-01160 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和3年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名:(河川課)	
第4 1 (1) (ア)水防倉庫の設置箇所	
水防倉庫について、平成17年度行政監査で指摘したにもかかわらず、県水防計画と実態が異なっているので、適正に記載すること。	水防計画の記載内容が、別表6 - 1に設置箇所と別表6 - 2に所在地と備蓄状況と別れており、確認不足により齟齬が生じておりました。令和4年度の水防計画においては、水防資器材を備蓄する箇所と、その数量すべてを網羅し記載する予定です。
第4 1 (1) (イ)水防資器材の備蓄基準	
備蓄すべき水防資器材について、平成17年度行政監査での指摘を受け、一旦は数的な基準を定めたものの、現在は抽象的な表現になっているので、客観的な根拠に基づいた備蓄目安(必要量)を示しながら、令和4年2月に策定した基本方針に基づいて、振興局等及び市町と十分に協議し、備蓄すべき水防資器材の品目や数量を情報共有するとともに、市町に対し必要な助言を行うこと。	水防資器材備蓄に関する「基本方針」に基づき、各市町の資器材の使用実績を踏まえ、他の地方機関の備蓄状況を勘案し河川課、市町と協議の上備蓄数量を決めていきます。また、市町に対し使用数量と備蓄数量を比較し、必要に応じて助言を行ってまいります。
第4 1 (1) (イ)県が備蓄する水防資器材の状況	
水防資器材の備蓄について、複数の振興局等において、備蓄数量等が県水防計画と異なっており、また、県水防計画で備え付けることとされている受払簿がない振興局等があった。さらに、平成17年度行政監査で指摘したにもかかわらず、吉岐振興局には水防倉庫がなく備蓄されていないので、適切に対応すること。	「基本方針」に基づき、各振興局に対し備蓄数量の確認及び受払簿との数値に齟齬がないか、現地確認を行うよう令和4年5月に指示を行っております。 また、吉岐振興局においては、水防資器材を備蓄するよう対応中です。
第4 1 (1) (ウ)水防資器材の劣化や使用状況の把握と補充	
水防資器材の管理について、平成17年度行政監査で指摘したにもかかわらず、県全体としての備蓄数量及び品質の状況把握が不十分であるので、振興局等及び市町と情報を共有するなど実効的な管理体制を構築し、適切な管理を行うこと。	上記の現地確認の際に、資器材の劣化についても確認を行うよう指示を行っております。経年劣化により品質を満たさない物については、不用決定を経て受払簿の数量から落とす手続きを行う予定です。 今後は、市町の水防資器材備蓄数量調査と合わせ県下全体の備蓄数量を把握し、適切に管理を行ってまいります。

所属名:(河川課・港湾課)

第4 1 (2) 浸水想定区域等の指定状況

高潮浸水想定区域の指定に向けて事業に取り組んでいるところであるが、事業の着手が遅れ、特に有明海については国の指定完了目標時期を徒過しているため、他の沿岸を含め事業の進捗を図り、早期の指定に努めること。

有明海沿岸については、令和2年度から浸水シミュレーションによる区域図作成の業務を行い、令和3年度末に完了しています。今年度は関係市や隣接県、気象庁や九州地方整備局などの国の機関と協議を行う予定としており、早期の指定に向けて取り組んでいます。

また、令和3年度から西彼杵沿岸の浸水想定区域図作成業務を行っており、今年度末に完了予定となっています。

他の沿岸についても、順次、浸水想定区域図作成業務を進める予定としています。

令和3年度行政監査監査結果に係る措置

【意見】

監査の結果	講じた措置
所属名:(河川課・振興局等)	
第4 1 (1) (ア) 県の水防倉庫設置箇所	
<p>浸水想定区域等にある水防倉庫について、早急に設置箇所の見直しを行うべきである。</p>	<p>洪水浸水想定区域内に存する島原、土砂災害警戒区域内に存する長崎、県北、大瀬戸、対馬の水防倉庫については、対策、移転等の対応を検討していきます。</p>
所属名:(河川課)	
第4 1 (2) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法	
<p>市町が策定する地域防災計画において、洪水予報、水位到達情報の伝達方法の規定が不十分なものがあるので、県水防計画の規定に基づいて策定するよう市町に助言等を行うべきである。</p>	<p>水防法第15条第1項1号に定めのある伝達方法について、市町地域防災計画に掲載するよう通知を行いました。</p>